

株式会社産業革新機構に対する実地監査について

平成 26 年 11 月

財務省

1. 法人等実地監査の概要

- 法人等実地監査は、財務省理財局において、公的資金たる財政投融资（財政融資、産業投資、政府保証）の供給者として、財投機関に対して、①財投対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性・適正なポートフォリオマネジメント、③資金の適正な執行、などの実態を実地に監査するもの。
- 25事務年度（平成25年7月～26年6月）においては、(株)産業革新機構を含む5機関に対して実施。(株)産業革新機構は、官民ファンドに対する初めての監査。
- 実地監査においては、事前にオフサイトで資料徴求・分析を行った上で、1週間程度オンサイトで監査。改善・検討を求める事項を対象法人及び主務官庁に通知。その後、対象法人は同事項に対する対処方針を財務省理財局に提出、同局において対処方針の実施状況をフォロー。

2. (株)産業革新機構に対する監査結果

- 官民ファンドの運営に係るガイドラインに沿って、投資に係る内部統制の整備状況や、国・出資者に対する報告状況を中心に監査。

主な監査項目	改善・検討を求めた事項の概要
投資方針 投資決定	<ul style="list-style-type: none">・ 産業革新委員会等の付議資料「支援基準の適合性」等の記載の適正化・ 支援決定後の事情変更に係るモニタリング委員会等への報告の適正化
国に対する報告	<ul style="list-style-type: none">・ 支援先における大きな状況変化に係る国に対する報告の適正化
投資実績の評価 運用方針の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 支援先の経営状況に係るモニタリング態勢の強化
ポートフォリオ マネージメント	<ul style="list-style-type: none">・ 機構全体のポートフォリオを組織的に管理するための態勢整備

(参考)(株)産業革新機構に対して改善・検討を求めた事項(監査結果通知概要)

(支援基準に係る業務運営の状況)

- 公的資金を活用して行う投資事業は、政策目的の遂行という使命が課せられており、個別投資案件に係る支援基準の適合性に関する審査及び管理は、投資決定時からEXITに至るまで継続して厳格に行う必要があり、その観点から以下の点について、厳格な審議及び支援決定後のモニタリングの強化に資するため、改善・検討を求める。
 - ◆ 投資委員会及び産業革新委員会の付議資料の一部である「支援基準の適合性」について、支援基準が示す全ての要件を要件毎に該当性が記載されている案件がある一方で、要件の一部が記載されていない案件や記載されている説明がどの要件に係るものであるのか対応関係が明確でない案件、また、成長性のうち資金回収が可能となる蓋然性については、「一定程度の収益が見込まれ、株式処分の蓋然性が高い」といった記載に留まり、収益見通しに対する評価や蓋然性が高いと判断した根拠が示されていない案件が散見された。
このため、支援基準への適合性については、全ての要件について、要件毎の該当性を具体的に記載するとともに、その根拠を明確にすること。
 - ◆ 月次で開催されるモニタリング委員会への付議資料を確認したところ、記載事項は財務面や事業面での課題・取り組み状況の報告が中心であり、支援基準に照らした事業の実施状況に係る記載、もしくはそれに類する記載はない。また、個別検討委員会においても、支援基準に照らした事業の実施状況等の議論は認められなかった。
現状、支援基準に照らした事業の実施状況等を、客観的・恒常的に確認するための態勢が整備されていないため、特に成長性・革新性といった定性面の支援基準に対し、それに則した事業の達成度合いや、支援基準からの乖離について、確認できるような態勢強化を図るための改善を行うこと。
 - ◆ ハンズオンによる投資先支援の状況について、支援決定時の産業革新委員会に対して、「支援先に対して当社から社外取締役を派遣してモニタリングを行う予定であり、支援先が適切な経営責任を果たす見込みがある」としていた支援先に対して、社外取締役を派遣していない事例が認められた。
この理由について機構は「出資割合が低いため、大株主と相談のうえ、取締役会へのオブザーバー派遣に変更した」としているが、支援基準から変更があった場合は、モニタリング委員会等で議論・検討を行う必要が認められる。
 - ◆ 民間出資が未実現の支援先が認められ、これについては機構の支援基準で定めている「民間事業者等からの資金供給が見込まれること」に合致しておらず、月次のモニタリング報告等において、支援基準の遵守に向けた状況報告や検討等を行う必要が認められる。

(国への適時適切な報告態勢)

- 個別支援先の事業化に向けた活動が困難となり、休止する方針を機構が了承した案件について、出資者たる国へ報告を行っていない状況。今後、国からの求めがなくとも適切に報告がなされるよう改善を求める。

(機構全体のポートフォリオ管理態勢)

- 「今後、中期的な収益目線等、ポートフォリオ全体のモニタリングが逐一可能となる態勢を図る」としているが、ポートフォリオを管理する態勢が明確になっていない状況。個別支援案件におけるEXITの実現が本格化する中で、機構全体のポートフォリオを組織的に管理し、出資者たる国に対して適時適切な報告を行うため、態勢整備を図ること。

(モニタリング態勢)

- 支援先の経営状況が内部規程で定める水準まで悪化しているにもかかわらず、組織的な検討がなされていない案件を確認。今後は、EV投資案件やEXITに向かう案件の増加が見込まれるため、新たに開始した戦略的LP投資に対応した見直しを含め、モニタリング態勢の強化を図ること。